

令和4年4月1日

社会福祉法人大樹会 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 課題

- ・当法人は、既に採用女性割合が8割を占め活躍しているが、女性職員比率に対し女性の管理職比率が低い。

3. 内容

目標1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を50%以上にする。

<対策>

- 令和 4年 4月～ 管理職を対象とした女性活躍推進法の研修を実施する
- 令和 4年 7月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- 令和 4年10月～ 女性管理職に対するヒアリングの実施
- 令和 5年 1月～ 管理職養成のための研修カリキュラム作成
- 令和 5年 4月～ 管理職候補となる男女職員を対象として研修を4ヶ月に1回実施（令和6年11月まで）
- 令和 5年11月～ 管理職候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施